

## 資格毎に定める資格取得要件等

平成30年7月

資格毎に定める新規取得・継続認定の要件及び資格認定後の取扱いの詳細については、各資格のページを参照してください。（下表の資格名称のリンクより各資格のページに移動します。）

当協会が認定している資格	資格の有効期間	資格の認定にあたり必要			従事するのにあたり必要			備考
		検査 運転 適性	検査※ 1 医学 適性	現場長 推薦	実作業 訓練	技能 確認	※ 3 10条 教育	
工事管理者（在来線）	3年	第1類	健康診断※2	—	—	—	保守	
工事管理者（新幹線）	3年	第1類	健康診断※2	—	—	—	保守	
軌道工事管理者（在来線）	3年	第1類	健康診断※2	—	—	—	保守	
軌道工事管理者（新幹線）	3年	第1類	健康診断※2	—	—	—	保守	
軌道作業責任者（在来線）	3年	第1類	健康診断※2	—	—	—	—	
軌道作業責任者（新幹線）	3年	第1類	健康診断※2	—	—	—	—	
軌道工事管理者（機械施工）（在来線）	3年	第1類	第3種	—	—	—	保守	
軌道工事管理者（機械施工）（新幹線）	3年	第1類	第3種	—	—	—	保守	
軌道機械操作者	3年	第1類	第3種	—	○	—	—	
線路検修責任者（在来線）	3年	第1類	健康診断※2	—	—	○	保守	
線路検修責任者（新幹線）	3年	第1類	健康診断※2	—	—	○	保守	
土木検修責任者	3年	第1類	健康診断※2	—	—	—	保守	
認定線路技術者（統括）	3年	—	—	—	—	—	—	
認定線路技術者	3年	—	—	—	—	—	—	
レール溶接作業責任者（EA）	3年	—	—	—	—	—	—	
レール溶接作業責任者（FB）	3年	—	—	—	—	—	—	
レール溶接作業責任者（GP）	3年	—	—	—	—	—	—	
レール溶接作業責任者（GS）	3年	—	—	—	—	—	—	
レール溶接技術者（EA）	3年	—	—	—	—	—	—	
レール溶接技術者（FB）	3年	—	—	—	—	—	—	
レール溶接技術者（GP）	3年	—	—	—	—	—	—	
レール溶接技術者（GS）	3年	—	—	—	—	—	—	
特殊運転者（MC）	3年	第1類	第3種	—	○	—	—	
重機械運転者	3年	—	—	—	—	—	—	
列車見張員	1年	第1類	—	—	—	—	—	※4
踏切監視員（ロープ）	1年	第1類	第2種	—	—	—	運転	
線閉責任者（在来線・一般）	3年	第1類	第3種	○	○	—	運転	
線閉責任者（在来線・一般）で手続き 区分「工臨」に従事する方	3年	第3類	第2種	○	○	—	運転	
線閉責任者（在来線・ATOS）	3年	第1類	第3種	○	○	—	運転	
線閉責任者（在来線・ATOS）で手続き 区分「工臨」に従事する方	3年	第3類	第2種	○	○	—	運転	
線閉責任者（新幹線）	3年	第1類	第3種	○	○	—	運転	

※1 医学適性検査は1年度に1回受検する必要がある、資格認定された年の翌年以降も当協会に各年の適性検査結果を送付し適性の確認を受ける必要があります。

※2 新規に資格取得する方は申請書類に健康診断の写しを添付して提出して下さい。

※3 「運転」は、「列車等の運転に直接関係する作業を行う係員」、「保守」は、「施設の保守その他これに類する作業を行う係員」としての教育の受講が必要となります。

※4 軌道保守工事・作業及びJR東日本が指定した一部の土木工事に従事する場合は、「特殊列車見張員」の認定が必要となります。

- ・資格者は、資格認定証が不要となった場合には、適正に廃棄又は処分しなくてはならない。
- ・資格者は、資格認定証に記載した所属会社に変更が生じた場合は、以下に示す場合を除き当協会にその都度届出なければならない。
  - ① 請会社等から元請会社に一定期間出向する場合。
  - ② 重機械運転者資格認定証の場合。

(1) 工事管理者(在来線)

① 新規取得要件等

<b>経験年数等</b> (右記のいずれかを満たすこと)		土木・建築等の工事経験5年以上(営近工事1年以上を含む)の者。		
		大学等において土木・建築等課程の修了者で土木・建築等の工事経験3年以上(営近工事1年以上を含む)の者。		
		2級施工管理技士等に合格し、土木・建築等の工事経験2年以上(営近工事1年以上を含む)の者。		
		工事管理者(新幹線)の資格者で営近工事経験1年以上の者。		
		軌道工事管理者(在)または(幹)の資格者で、土木・建築等の工事経験2年以上(営近工事1年以上を含む)の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—*
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(2) 工事管理者(新幹線)

① 新規取得要件等

<b>経験年数等</b> (右記のいずれかを満たすこと)		土木・建築等の工事経験5年以上(営近工事㊦1年以上を含む)の者。		
		大学等において土木・建築等課程の修了者で土木・建築等の工事経験3年以上(営近工事㊦1年以上を含む)の者。		
		2級施工管理技士等に合格し、土木・建築等の工事経験2年以上(営近工事㊦1年以上を含む)の者。		
		工事管理者(在来線)の資格者で営近工事㊦経験1年以上の者。		
		軌道工事管理者(在)または(幹)の資格者で、土木・建築等の工事経験2年以上(営近工事㊦1年以上を含む)の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—*
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(3) 軌道工事管理者(在来線)

① 新規取得要件等

<b>経験年数等</b> (右記のいずれかを満たすこと)		軌道工事経験5年以上(営近工事1年以上を含む)の者。		
		大学等において土木・建築等課程の修了者で軌道工事経験3年以上(営近工事1年以上を含む)の者。		
		2級施工管理技士等に合格し、軌道工事経験2年以上(営近工事1年以上を含む)の者。		
		軌道工事管理者(幹)の資格者で営近工事経験1年以上の者。		
		工事管理者(在)または(幹)の資格者で軌道工事2年以上(営近工事1年以上を含む)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—*
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(4) 軌道工事管理者(新幹線)

① 新規取得要件等

<b>経験年数等</b> (右記のいずれかを満たすこと)		軌道工事経験5年以上(営業線軌道工事(新幹線)1年以上を含む)の者。		
		大学等において土木・建築等課程を修了者で軌道工事経験3年以上(営業線軌道工事(新幹線)1年以上を含む)の者。		
		2級施工管理技士等に合格し、軌道工事2年以上(営業線軌道工事(新幹線)1年以上を含む)の者。		
		軌道工事管理者(在)の資格者で、営業線軌道工事(新幹線)の経験1年以上の者。		
		工事管理者(在)または(幹)の資格者で、軌道工事経験2年以上(営業線軌道工事(新幹線)1年以上を含む)の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—*
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(5) 軌道作業責任者(在来線)

① 新規取得要件等

資格取得要件		軌道工事経験3年以上の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—*
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(6) 軌道作業責任者(新幹線)

① 新規取得要件等

経験年数等		軌道工事経験3年以上（軌道工事 齢1年以上を含む）の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—*
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		



(7) 軌道工事管理者(機械施工)(在来線)

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		「軌道機械操作者」資格を所持し、「軌道機械操作者」として実務経験5年以上の者。 大学等において土木・建築等課程の修了者で「軌道機械操作者」資格を所持し、「軌道機械操作者」として実務経験3年以上の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	第3種
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	第3種
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(8) 軌道工事管理者(機械施工)(新幹線)

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		「軌道機械操作者」資格を所持し、「軌道機械操作者」として実務経験5年以上(軌道工事 幹1年以上を含む)の者。 大学等において土木・建築等課程の修了者で「軌道機械操作者」資格を所持し、「軌道機械操作者」として実務経験3年以上(軌道工事 幹1年以上を含む)の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	第3種
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	第3種
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(9) 軌道機械操作者

① 新規取得要件等

経験年数等		「特殊運転者（MC）」資格を所持し、かつMCの運転実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	○	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	第3種
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

【認定証を取得した後に実施する事項】

[実作業訓練について]

- ・資格認定後、所属する会社において従事するMTT、BR等毎に実作業訓練を実施した後で、工事に従事してください。
- ・実作業訓練が修了した後、「軌道機械操作者実作業訓練実績届」をJR東日本の保線関係の現業機関の所長等に提出して承認を受けてください。
- ・初めて在来線において作業に従事する場合、または初めて新幹線において作業に従事する場合はそれぞれ60時間以上の実作業訓練を行う必要があります。また、従事するMTT又はBR等機械を変更する場合は必要な時間の訓練を実施してください。
- ・初めて運転するMTTまたはBR等で作業に従事する場合は、その機種に精通したものが指導する講習会（構造、機能、異常時の取扱い、実技を含む）を受講しなければなりません。講習会の実施記録については、所属する会社において作成・保管し、JR東日本の求めに応じて提出してください。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	第3種
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(10) 線路検修責任者(在来線)

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		線路検修工事経験3年以上の者。		
		大学等において土木・建築等課程を修了者で線路検修工事経験2年以上の者。		
		2級施工管理技士等に合格した者で、線路検修工事経験2年以上の者。		
		線路検修責任者(幹)の資格者で、線路検修工事経験を有する者。		
		軌道工事管理者(在)の資格者で、軌道工事経験2年以上の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—*
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

\*新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(11) 線路検修責任者(新幹線)

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		線路検修工事経験3年以上(線路検修 幹1年以上を含む)の者。		
		大学等において土木・建築等課程を修了者で線路検修工事経験2年以上(線路検修 幹1年以上を含む)の者。		
		2級土木施工管理技士等に合格した者で、線路検修工事経験2年以上(線路検修 幹1年以上を含む)の者。		
		線路検修責任者(在)の資格者で、線路検修工事 幹経験を有する者。		
		軌道工事管理者(幹)の資格者で、軌道工事 幹経験2年以上の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—*
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

【認定証を取得した後に実施する事項】

(1) 技能確認について

線路検修責任者(新幹線)の資格を取得した者が最初に当該資格の業務に従事するにあたり、所属する会社の経験豊富な資格者の立会いの下、従事者の技能等が適正であることの確認を受けてください(技能確認)。技能確認は、資格者が所属する会社が自主的に計画して実施するものとし、その実績について記録して保管するとともに、工事従事者情報システムに入力してください。

[技能確認の必要回数]

資格取得後初めて従事する者(新規取得者)・・・・・・・・・・・・・・ 2回以上

資格取得後一時従事したが過去1年以上従事実績のない者・・・・・・・・・・・・ 1回以上

資格取得後一度も従事せず資格取得後1年以上経過した者・・・・・・・・・・・・ 3回以上

(2) 線路検修責任者がレール探傷検査に従事する場合の取扱い

- ・線路検修責任者がレール損傷検査に従事する場合は、有資格者によるレール探傷器の取扱いについて年1回程度の指導を受けた上で、従事してください。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(12) 土木検修責任者

① 新規取得要件等

経験年数等		1級土木施工管理技士等に合格した者で、営近工事又は営近工事（新幹線）2年以上の経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—*
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	—
所持資格等		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(13) 認定線路技術者(統括)

① 新規取得要件等

経験年数等		「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の資格を有し、営業線工事保安関係標準仕様書（在来線）における「軌道工事管理者」又は線路検修工事標準仕様書（在来線）における「線路検修責任者」の従事経験が通算して7年以上の者。		
		「認定線路技術者」、「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の資格を有し、営業線工事保安関係標準仕様書（在来線）における「軌道工事管理者」又は線路検修工事標準仕様書（在来線）における「線路検修責任者」又は「線路技術者」の従事経験が通算して7年以上の者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	＝	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	＝	＝
資格有効期間		3年間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	＝	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	＝	＝	＝
所持資格等		3年間		

(14) 認定線路技術者

① 新規取得要件等

経験年数等		「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の資格取得要件を満たしている者。※ 「軌道工事管理者（在来線）」及び「線路検修責任者（在来線）」の資格を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	＝	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	＝	＝
資格有効期間		3年間		

※「軌道工事管理者（在来線）」、「線路検修責任者（在来線）」の資格を同時に認定する。

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	＝	
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	＝	＝	＝
所持資格等		3年間		



(15) レール溶接作業責任者(EA)

① 新規取得要件等

経験年数等		「レール溶接技術者資格認定証」を取得後、過去3年以上にわたる継続的なレール溶接技術者（EA）としての実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		交付の日から3年間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
所持資格等		交付の日から3年間		

(16) レール溶接作業責任者(FB)

① 新規取得要件等

経験年数等		「レール溶接技術者資格認定証」を取得後、過去3年以上にわたる継続的なレール溶接技術者（FB）としての実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		交付の日から3年間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査（継続）	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
所持資格等		交付の日から3年間		

## (17) レール溶接作業責任者(GP)

## ① 新規取得要件等

経験年数等		「レール溶接技術者資格認定証」を取得後、過去3年以上にわたる継続的なレール溶接技術者(GP)としての実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		交付の日から3年間		

## ② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
所持資格等		交付の日から3年間		

(18) レール溶接作業責任者(GS)

① 新規取得要件等

経験年数等		「レール溶接技術者資格認定証」を取得後、過去3年以上にわたる継続的なレール溶接技術者(GS)としての実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		交付の日から3年間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
所持資格等		交付の日から3年間		

(19) レール溶接技術者(EA)

① 新規取得要件等

経験年数等		労働安全衛生法に規定する下記の資格を有する者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス溶接技能講習を修了した者</li> <li>・ 研削砥石に係わる特別教育を受講した者</li> <li>・ アーク溶接等に係わる特別教育を受講した者</li> </ul>		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		交付の日から3年間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
所持資格等		交付の日から3年間		

(20) レール溶接技術者(FB)

① 新規取得要件等

経験年数等		労働安全衛生法に規定する下記の資格を有する者 ・ ガス溶接技能講習を修了した者 ・ 研削砥石に係わる特別教育を受講した者		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		交付の日から3年間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
所持資格等		交付の日から3年間		

(21) レール溶接技術者(GP)

① 新規取得要件等

経験年数等		労働安全衛生法に規定する下記の資格を有する者 ・ ガス溶接技能講習を修了した者 ・ 研削砥石に係わる特別教育を受講した者		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		交付の日から3年間		

② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
所持資格等		交付の日から3年間		

## (22) レール溶接技術者(GS)

## ① 新規取得要件等

経験年数等		労働安全衛生法に規定する下記の資格を有する者 ・ ガス溶接技能講習を修了した者 ・ 研削砥石に係わる特別教育を受講した者		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		交付の日から3年間		

## ② 継続認定要件等

資格取得要件		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	技術検定
	適用	○	—	○
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
所持資格等		交付の日から3年間		



(23) 特殊運転者(MC)

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		自動車運転免許証を有する者。 JR東日本またはJR他社において、在来線または新幹線の軌道モーターカーによる車両の牽引の実務経験を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○*	○*	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	第3種
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間		

※ 資格取得要件で「自動車運転免許証を有する者。」として受講する場合のみ適用。

【認定証を取得した後に実施する事項】

[実作業訓練について]

- ・初めて在来線において作業に従事する場合、または初めて新幹線において作業に従事する場合は、十分な経験を有する資格者の下で、それぞれ3回以上の実作業訓練を行った上で従事して下さい。
- ・初めて運転する機種で作業に従事する場合は、その機種に精通したものが指導する講習会（構造、機能、異常時の取扱い、実技を含む）を受講しなければなりません。講習会の実施記録については、資格者が所属する会社において作成・保管し、JR東日本の求めに応じて提出してください。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	第1類	第3種
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間		

(24) 重機械運転者

① 新規取得要件等

経験年数等		工事用重機械に関する運転免許証等 <sup>※</sup> を有する者。		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年間		

※ 道路交通法に定める運転免許証及び安衛法に定める運転免許、技能講習修了証、特別教育修了証をいう。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)		
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練	
	適用	○	—	
検査	検査名称	学力検査(継続)	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	—	—
資格有効期間		有効期間は、交付の日から3年間		

(25) 列車見張員

① 新規取得要件等

経験年数等		特になし			
講習会	講習・訓練	講習会		実技訓練	
	適用	○		○	
検査	検査名称	学力検査	実技検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第1類	—*
資格有効期間		運転適性検査実施日から1年間			

※新規に当該資格を取得する場合のみ、資格認定の申請書類に健康診断の写しを添付する。

【認定証を取得した後に実施する事項】

[列車見張員が軌道保守工事等に従事する場合の取扱い]

- ・列車見張員として当協会が認定した従事員が、軌道保守工事・作業及び JR が指定した一部の土木工事に従事する場合は、「特殊列車見張員」の認定が必要です。
- ・特殊列車見張員資格の認定は、請負会社より推薦された者に対し、JR 東日本の契約責任者または現業機関の所長等が行います。この際、過去1年間の従事経験又は実作業訓練の有無を確認します。
- ・特殊列車見張員の資格は、列車見張員の資格を有する者のうち、過去1年の間で列車見張業務に従事した経験がある者、あるいは軌道作業員の列車見張員資格の新規取得者で3回以上の実作業訓練（請負会社の特殊列車見張員と実作業に従事して指導を受ける）を経験していることが必要となります。
- ・特殊列車見張員の有効期間は列車見張員資格の有効期間となります。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。（但し、有効期間内の者に限る。）			
講習会	講習・訓練	講習会		実技訓練	
	適用	○		○	
検査	検査名称	学力検査	実技検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第1類*	—
資格有効期間		有効期間は交付の日から1年間とする。 （運転適性検査を実施した場合は、その日から1年間とする。）			

※運転適性検査は1回/3年とする。

(26) 踏切監視員(ロープ)

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		列車見張員資格取得後、営近工事経験1年以上の者。			
		列車見張員資格取得後、列車見張員として営近工事で1年間に20回以上の従事経験がある者。			
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練		
	適用	○	○		
検査	検査名称	学力検査	実技検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第1類	第2種
資格有効期間		運転適性検査実施日から1年間			

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)			
講習会	講習・訓練	講習会	実技訓練		
	適用	○	○		
検査	検査名称	学力検査	実技検査	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	第1類 <sup>*</sup>	第2種
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から1年間			

※運転適性検査は1回/3年とする。

(27) 線閉責任者(在来線・一般)又は線閉責任者(在来線・ATOS)

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		列車見張員資格を取得後、営近工事経験4年以上かつその間における列車見張員としての従事経験が毎年4回以上の者。				
		大学等における技術系に関する課程の修了者で、列車見張員資格を取得後、営近工事経験2年以上かつその間における列車見張員としての従事経験が毎年4回以上の者。				
講習会	講習・訓練	講習会		実技訓練		選考試験 <sup>※1</sup>
	適用	○		○		○
検査	検査名称	学力検査	実技検査	実作業検定試験 <sup>※2</sup>	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	○	第1類 (第3類 <sup>※3</sup> )	第3種 (第2種 <sup>※3</sup> )
資格有効期間		運転適性検査実施日から3年間				

※1 資格申請にあたりJR東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

※2 資格認定証の新規取得時は、取扱いを限定した資格として認定証(限定)を交付します。線閉責任者として従事するためには、「線閉」、「保車」、「保作」、「工臨」の手続き区分ごとに定められた回数の実作業の訓練を行い、その後実作業訓練を行った後、JR東日本社員が検定し、合格しなければなりません。

※3 「工臨」の手続き区分で従事する者は、運転適性検査の第3類・医学適性検査の第2種の受験が必要となります。

※4 「技術系」とは、建設業法施行規則第1条で定める学科をいいます。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)				
講習会	講習・訓練	講習会		実技訓練		選考試験 <sup>※1</sup>
	適用	○		—		○
検査	検査名称	学力検査(継続)		運転適性検査		医学適性検査
	適用	○		第1類 (第3類 <sup>※2</sup> )		第3種 (第2種 <sup>※2</sup> )
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から3年間				

※1 継続申請にあたりJR東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

※2 「工臨」の手続き区分で従事する者は、運転適性検査の第3類・医学適性検査の第2種の受験が必要となります。

(28) 線閉責任者(新幹線)

① 新規取得要件等

経験年数等 (右記のいずれかを満たすこと)		列車見張員資格を取得後、営近工事又は営近工事 経験 4 年以上かつその間に列車見張員としての従事経験が毎年 4 回以上の者。				
		大学等において技術系に関する課程の修了者で、列車見張員資格を取得後、営近工事又は営近工事 経験 2 年以上かつその間に列車見張員としての従事経験が毎年 4 回以上の者。				
講習会	講習・訓練	講習会		実技訓練		選考試験 <sup>※1</sup>
	適用	○		○		○
検査	検査名称	学力検査	実技検査	実作業検定試験 <sup>※</sup>	運転適性検査	医学適性検査
	適用	○	○	○	第 1 類	第 3 種
資格有効期間		運転適性検査実施日から 3 年間				

※ 1 資格申請にあたり J R 東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

※ 2 資格認定証の新規取得時は、取扱いを限定した資格として認定証(限定)を交付します。線閉責任者として従事するためには、「線閉」、「保車」、「保作」、「工臨」の手続き区分ごとに定められた回数の実作業の訓練を行い、その後実作業訓練を行った後、J R 東日本社員が検定し、合格しなければなりません。

※ 4 「技術系」とは、建設業法施行規則第 1 条で定める学科をいいます。

② 継続認定要件等

所持資格等		当該資格を有する者。(但し、有効期間内の者に限る。)				
講習会	講習・訓練	講習会		実技訓練		選考試験 <sup>※1</sup>
	適用	○		—		○
検査	検査名称	学力検査(継続)		運転適性検査		医学適性検査
	適用	○		第 1 類		第 3 種
資格有効期間		継続認定に伴う運転適性検査実施日から 3 年間				

※ 1 継続申請にあたり J R 東日本社員による選考試験と推薦を必要とします。

## 【認定証を取得した後に実施する事項】

### (1) 現場選考試験について（※線閉責任者資格）

線閉責任者資格[線閉責任者（在来線・一般）、線閉責任者（在来線・ATOS）、線閉責任者（新幹線）]については、資格申請にあたり、JR東日本の現業機関等の長による推薦を必要とし、推薦にあたっては現場選考試験を行うこととしています。資格取得の流れについて別紙1・別紙2を参照してください。

資格申請者又はその所属会社は、別に指定する様式（JR東日本の現業箇所より受領）を推薦書として、資格認定講習会の申請書に添えて当協会に提出してください。

### (2) 実作業訓練について

#### ①線閉責任者[線閉責任者（在来線・一般）、線閉責任者（在来線・ATOS）、線閉責任者（新幹線）]

線閉責任者の資格については、実作業検定試験を義務付けた認定証（限定）の交付を行います。認定証（限定）の交付を受けた資格者は、実作業訓練を経て、実作業検定試験の合格をもって、認定証の限定が解除されることとし、それまでは単独で当該業務に従事することができません。

実作業訓練は、所属する会社の経験豊富な資格者の指導の下で行うこととし、訓練は限定資格者の所属会社が自主的に計画して実施し、その実績を所定の用紙に記載して下さい。また、実作業検定試験については、資格者の所属する会社の申請により、JR東日本が実施します。

[新たに手続き区分を限定解除する場合]

#### 【線閉責任者（在来線・一般）、線閉責任者（新幹線）】

手続き区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以降
線閉	2回以上(紙)	3回以上(紙)
保車※1	2回以上(紙)	3回以上(紙)
保作	2回以上(紙)	3回以上(紙)
工臨※2	1回以上(紙)	1回以上(紙)

#### 【線閉責任者（在来線・ATOS）】

手続き区分	限定資格取得後1年以内	限定資格取得後1年以降
線閉	3回以上（うちATOS2回以上）	
保車※1	3回以上（うちATOS2回以上）	
保作	3回以上（うちATOS2回以上）	
工臨※2	1回以上（うちATOS1回以上）	

※1 「保車」の者は、実作業訓練に加え脱線復旧訓練を受けて下さい。（過去1年以内の実績があれば省略可）。

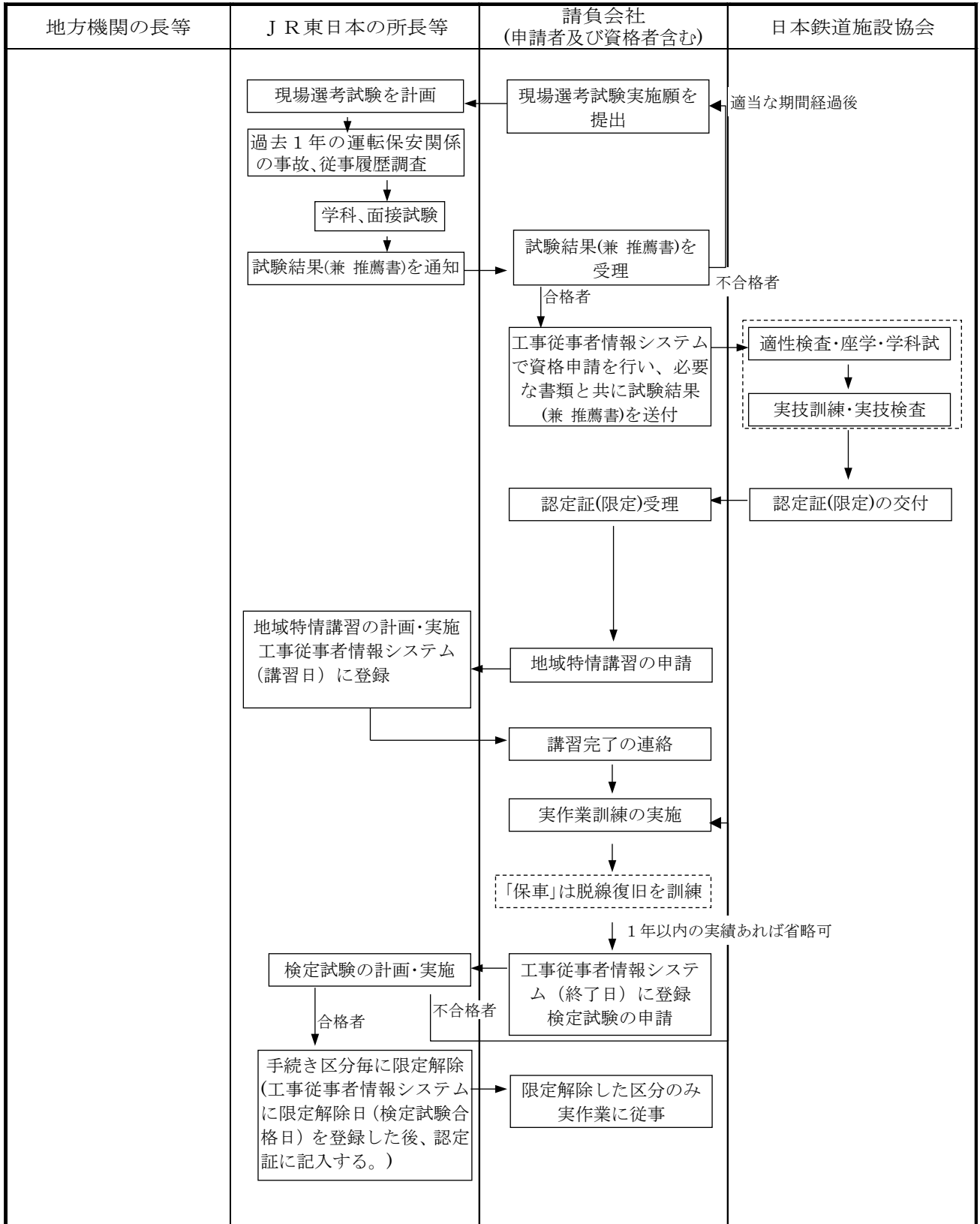
※2 「工臨」を限定解除出来るのは「線閉」・「保車」・「保作」のいずれかの限定解除を受けた者に限ります。

※3 安全対策として必要な実作業訓練

・限定解除後、過去1年間にいずれの手続き区分にも従事した実績が無い場合、「線閉」・「保車」・「保作」のいずれかの手続き区分について、合わせて3回以上の実作業訓練を行ってください。ただし、今後直近で従事する予定の手続き区分は、必ず1回以上、実作業訓練を行う必要があります。

(別紙1)

### 線閉責任者資格の新規取得の流れ



※ 限定が解除されていない手続区分（線閉、保車、保作、工臨、信停）について限定を解除する場合は、その手続区分についてそれぞれ実作業訓練を実施し、実作業検定試験に合格しなければ従事できません。



### 線閉責任者資格の継続取得の流れ

